



鳥取県公報

平成 30 年 5 月 29 日 (火)
第 9 0 0 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (377) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による施術者の指定 (378) (〃) 2
	指定自立支援医療機関の指定 (379) (障がい福祉課) 2
	大規模小売店舗の新設の届出 (380) (企業支援課) 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (381) (農地・水保全課) 3
◇ 選管告示	平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する収支 報告書の要旨 (9) 4
◇ 内水面漁 管委告示	あゆの採捕の禁止 (4) 12
	水産動物の採捕の禁止に関する指示 (5) 12
◇ 公 告	鳥取県個人情報保護条例の運用状況 (県民課) 13
	鳥取県情報公開条例の運用状況 (〃) 14
	農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請 (経営支援課) 15
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (鳥取県立厚生病院) 16

告 示

鳥取県告示第377号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	指 定 年 月 日
おか歯科医院	日野郡日野町根雨448	平成30年4月1日

鳥取県告示第378号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

施術者

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
池信 愛美	西伯郡大山町羽田井205-2	平成30年5月18日

鳥取県告示第379号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成30年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
有限会社徳吉薬局	鳥取市吉成南町一丁目27-9	徳吉薬局 日赤前	鳥取市尚徳町114-6	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成30年6月1日
株式会社くすりのサノ	米子市富益町1130	はまなす薬局	米子市富益町1130	〃	〃

鳥取県告示第380号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (仮称) TSUTAYA米子東福原店 米子市東福原六丁目822-4ほか
- 2 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
有限会社ジェイズクラブ 代表取締役 木口 順一郎 島根県安来市汐手が丘29-7
 - 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社トイボックス 代表取締役 木口 順一郎 島根県安来市恵乃島町114-15
 - 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年1月16日
 - 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,232平方メートル
 - 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 145台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 40台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 面積 40平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 容量 7.90立方メートル
 - 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前0時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午前0時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 出入口の数 4か所
 - イ 位置 9の書類に記載のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
 - 8 届出年月日
平成30年5月16日
 - 9 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
 - 10 縦覧に供する期間
平成30年5月29日から4月間
 - 11 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課
 - 12 意見書の提出
大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第381号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、四王寺土地改良区の定款の変更を平成30

年5月24日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第9号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成30年5月29日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 鳥取県第1区
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 22,684,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	石破 茂	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	9月22日から	第1回分
出納責任者氏名	瀬淵 資水				10月30日まで	

	円		円
収入		支出	
主たる寄附		人件費	1,009,484
(氏名、団体名)	(職業)	家屋費	762,413
自由民主党鳥取県	政党	選挙事務所費	730,413
第一選挙区支部	5,200,000	集会会場費	32,000
		通信費	409,161
		交通費	137,681
		印刷費	1,856,160
		広告費	2,166,230
		文具費	14,752
		食糧費	488,568
		休泊費	147,634
その他の寄附	—	雑費	435,108
その他の収入	1,000,000		
今回計	6,200,000	今回計	7,427,191
前回計	—	前回計	—
総計	6,200,000	総計	7,427,191

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	222,048円
	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	946,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	—

計	2,016,758 円
---	-------------

報告書受理年月日	平成29年10月31日	第1回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 鳥取県第1区
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 22,684,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	石破 茂	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	12月5日	第2回分
出納責任者氏名	瀬淵 資水					

収入	円	支出	円
主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	
		人件費	—
		家屋費	4,752
		選挙事務所費	—
		集会会場費	4,752
		通信費	156,392
		交通費	—
		印刷費	—
		広告費	—
		文具費	—
		食糧費	—
その他の寄附	—	休泊費	—
その他の収入	—	雑費	—
今回計	—	今回計	161,144
前回計	6,200,000	前回計	7,427,191
総計	6,200,000	総計	7,588,335

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	222,048 円
ビラの作成	476,000 円	
ポスターの作成	946,000 円	
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742 円	
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968 円	
個人演説会の立札及び看板の類の作成	—	
	計	2,016,758 円

報告書受理年月日	平成29年12月8日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 鳥取県第1区

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 22,684,500円

3 報告書の要旨

候補者氏名	石破 茂	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	12月18日	第3回分
出納責任者氏名	瀬淵 資水					

収入	円	支出	円
主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	
		人件費	—
		家屋費	—
		選挙事務所費	—
		集会会場費	—
		通信費	63,939
		交通費	—
		印刷費	—
		広告費	—
		文具費	—
		食糧費	—
その他の寄附	—	休泊費	—
その他の収入	—	雑費	—
今回計	—	今回計	63,939
前回計	6,200,000	前回計	7,588,335
総計	6,200,000	総計	7,652,274

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
		選挙運動用通常葉書の作成
	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	946,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	—
	計	2,016,758円

報告書受理年月日	平成29年12月19日	第3回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 鳥取県第1区

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 22,684,500円

3 報告書の要旨

候補者氏名	塚田 成幸	候補者届出政党 又は所属党派	日本共産党	期間	9月27日から 10月31日まで	第1回分
出納責任者氏名	徳澤 佳子					

収入 円 支出 円

主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	—
日本共産党鳥取県 東・中部地区委員会	政党	384,406	家屋費	384,406
			選挙事務所費	384,406
			集合会場費	—
			通信費	—
			交通費	—
			印刷費	939,936
			広告費	156,924
			文具費	—
			食糧費	—
その他の寄附		—	休泊費	—
その他の収入		—	雑費	—
今回計		384,406	今回計	1,481,266
前回計		—	前回計	—
総計		384,406	総計	1,481,266

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	191,100 円
	ビラの作成	333,900 円
	ポスターの作成	414,936 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	80,460 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	76,464 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	—
	計	1,096,860 円

報告書受理年月日	平成29年11月6日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 平成29年10月22日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 鳥取県第2区
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 22,708,400円
- 報告書の要旨

候補者氏名	赤澤 亮正	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	9月27日から	第1回分
出納責任者氏名	松田 一朗				10月30日まで	

収入	円	支出	円
主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費
自由民主党鳥取県 第二選挙区支部	政党	4,000,000	2,543,300
			家屋費
			889,263
			選挙事務所費
			779,407
			集合会場費
			109,856
			通信費
			244,451
			交通費
			92,950
			印刷費
			1,894,100
			広告費
			1,400,111
			文具費
			223,033
			食糧費
			536,860

その他の寄附	—	休泊費	311,762
その他の収入	3,000,000	雑費	516,507
今回計	7,000,000	今回計	8,652,337
前回計	—	前回計	—
総計	7,000,000	総計	8,652,337

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
		選挙運動用通常葉書の作成
	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	1,117,800円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	90,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	200,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	192,500円
	計	2,338,800円

報告書受理年月日	平成29年11月2日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 平成29年10月22日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 鳥取県第2区
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 22,708,400円
- 報告書の要旨

候補者氏名	赤澤 亮正	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	11月19日から	第2回分
出納責任者氏名	松田 一朗				11月20日まで	

収入	円	支出	円
主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	
その他の寄附	—	人件費	—
その他の収入	—	家屋費	53,200
		選挙事務所費	53,200
		集会会場費	—
		通信費	143,685
		交通費	53,959
		印刷費	—
		広告費	—
		文具費	—
		食糧費	—
		休泊費	—
		雑費	45,849
今回計	—	今回計	296,693
前回計	7,000,000	前回計	8,652,337
総計	7,000,000	総計	8,949,030

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	1,117,800円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	90,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	200,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	192,500円
	計	2,338,800円

報告書受理年月日	平成29年11月20日	第2回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 平成29年10月22日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 鳥取県第2区
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 22,708,400円
- 報告書の要旨

候補者氏名	福住 英行	候補者届出政党 又は所属党派	日本共産党	期間	10月5日から	第1回分
出納責任者氏名	佐々木 康子				10月18日まで	

収入			支出		
円		円		円	
主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費		—
日本共産党鳥取県 西部地区委員会	政党	1,285,280	家屋費		140,000
			選挙事務所費		140,000
			集合会場費		—
			通信費		—
			交通費		—
			印刷費		596,640
			広告費		548,640
			文具費		—
			食糧費		—
			休泊費		—
その他の寄附		—	雑費		—
その他の収入		—			
今回計		1,285,280	今回計		1,285,280
前回計		—	前回計		—
総計		1,285,280	総計		1,285,280

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	—
	ビラの作成	—
	ポスターの作成	—
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	—
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	—

	個人演説会の立札及び看板の類の作成	—
	計	—

報告書受理年月日	平成29年11月6日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 鳥取県第2区
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 22,708,400円
 3 報告書の要旨

候補者氏名	湯原 俊二	候補者届出政党 又は所属党派	希望の党	期間	9月23日から	第1回分
出納責任者氏名	木村 淳一				11月2日まで	

収入			支出		
円			円		
主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	1,038,000	
民進党鳥取県第2 区総支部	政党	80,000	家屋費	163,690	
民進党	政党	5,000,000	選挙事務所費	133,730	
			集合会場費	29,960	
			通信費	602	
			交通費	406,788	
			印刷費	1,393,450	
			広告費	1,219,579	
			文具費	88,330	
			食糧費	343,150	
その他の寄附		—	休泊費	12,000	
その他の収入		60,000	雑費	38,383	
今回計		5,140,000	今回計	4,703,972	
前回計		—	前回計	—	
総計		5,140,000	総計	4,703,972	

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	243,250円
	ビラの作成	453,600円
	ポスターの作成	696,600円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	162,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	181,440円
	計	1,943,890円

報告書受理年月日	平成29年11月6日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 鳥取県第2区
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 22,708,400円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	湯原 俊二	候補者届出政党 又は所属党派	希望の党	期間	11月22日から	第2回分
出納責任者氏名	木村 淳一				11月27日まで	

収入		円	支出		円
主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費		507,800
			家屋費		—
			選挙事務所費		—
			集会会場費		—
			通信費		147,982
			交通費		33,707
			印刷費		—
			広告費		193,955
			文具費		—
			食糧費		22,410
その他の寄附		—	休泊費		—
その他の収入		—	雑費		—
今回計		—	今回計		905,854
前回計		5,140,000	前回計		4,703,972
総計		5,140,000	総計		5,609,826

項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成
ビラの作成	453,600円
ポスターの作成	696,600円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	162,000円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,000円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	181,440円
計	1,943,890円

報告書受理年月日	平成29年11月29日	第2回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 鳥取県第2区
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 22,708,400円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	湯原 俊二	候補者届出政党 又は所属党派	希望の党	期間	12月14日から	第3回分
出納責任者氏名	木村 淳一				12月19日まで	

収入 円 支出 円

主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	67,800
			家屋費	—
			選挙事務所費	—
			集会会場費	—
			通信費	—
			交通費	—
			印刷費	—
			広告費	—
			文具費	—
			食糧費	—
その他の寄附	—	—	休泊費	—
その他の収入	—	—	雑費	36,000
今回計	—	—	今回計	103,800
前回計	5,140,000	—	前回計	5,609,826
総計	5,140,000	—	総計	5,713,626

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	243,250 円
	ビラの作成	453,600 円
	ポスターの作成	696,600 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	162,000 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,000 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	181,440 円
	計	1,943,890 円

報告書受理年月日	平成29年12月20日	第3回報告分
----------	-------------	--------

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

平成30年5月29日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安藤重敏

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
1 加勢蛇川（東伯郡琴浦町大字野井倉266地先えん堤から下流の区域）	投網	平成30年6月1日から同月30日まで
2 勝田川（東伯郡琴浦町大字佐崎154-1地先佐崎橋から下流の区域）	”	”

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第5号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、水産動物の繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

平成30年5月29日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安藤重敏

1 指示内容

鳥取市円通寺における円通寺橋上流端から上流240メートルの地点と上流535メートルの地点の間の千代川の区域では、水産動物を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 鳥取県内水面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第47号）第38条第1項の規定により、鳥取県知事の許可を受けた場合
- (2) 鳥取県内水面漁場管理委員会が特に理由を認め、採捕を承認した場合

2 指示期間

平成30年6月1日から平成31年5月31日まで

公 告

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第53条の規定により、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成30年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 個人情報の開示請求書による開示請求の件数及び処理状況

(件)

実施機関	開示請求 件数	処理状況						
		全部開示	部分開示	非開示	不存在	請求拒否	取下げ	その他
知事（知事部局）	16	14	2	0	0	0	0	0
知事（企業局）	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	17	8	9	0	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	59	0	58	0	0	0	1	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人鳥取県 産業技術センター	0	0	0	0	0	0	0	0
公立大学法人公立鳥取環 境大学	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	92	22	69	0	0	0	1	0

2 個人情報の口頭による開示請求の件数

(件)

実 施 機 関	開示請求の件数
知事（知事部局）	136
知事（企業局）	0
教育委員会	2,697
警察本部長	90

人事委員会	271
病院事業管理者	43
合 計	3,237

(注) 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭で開示請求をすることができるものであり、請求により全部開示を行った。

なお、現在口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めているのは、上記の5実施機関(知事(知事部局及び企業局)、教育委員会、警察本部長、人事委員会及び病院事業管理者)のみである。

3 個人情報訂正請求の件数及び処理状況

請求なし

4 個人情報利用停止請求の件数及び処理状況

請求なし

5 審査請求の件数及び処理状況

請求なし

6 個人情報是正の申出及び是正の再申出の件数

申出なし

7 実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等の件数及び処理状況

(1) 実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案

提案なし

なお、提案の募集を1回行っている。(提案の募集期間に平成30年4月1日以降の日を含んでいる。)

(2) 作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案

提案なし

鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。)第41条の規定により、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の各実施機関における条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成30年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 公文書開示請求の件数及び処理状況

(件)

請求件数	処 理 状 況						
	全部開示	部分開示	非開示	不存在	請求拒否	取下げ	処理中
159	124	28	0	7	1	3	0

(注1) 「公文書開示請求」とは、条例第6条に規定する公文書の開示請求をいう。以下同じ。

(注2) 請求件数と処理状況欄の件数の合計が異なるのは、1件の請求に対して2つ以上の開示決定等を行ったものがあるからである。

2 公文書開示請求の実施機関別内訳

(件)

実 施 機 関	公文書開示請求	
知事(知事部局)	元気づくり総本部	2
	危機管理局	1
	総務部	3
	地域振興部	2
	観光交流局	1
	福祉保健部	15
	生活環境部	40
	商工労働部	0

	農林水産部	7
	県土整備部	4
	会計管理者	2
	中部総合事務所	2
	西部総合事務所	12
	小 計	91
知事（企業局）		2
教育委員会		29
公安委員会		0
警察本部長		26
選挙管理委員会		7
人事委員会		0
監査委員		0
労働委員会		0
収用委員会		0
海区漁業調整委員会		0
内水面漁場管理委員会		0
病院事業管理者		2
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター		0
公立大学法人公立鳥取環境大学		0
鳥取県住宅供給公社		0
鳥取県土地開発公社		0
公益財団法人鳥取県造林公社		0
公益財団法人鳥取県教育文化財団		0
一般財団法人鳥取県観光事業団		0
公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会		0
公益財団法人鳥取県文化振興財団		0
指定管理者		2
合 計		159

3 審査請求の件数及び処理状況

(件)

件 数	処 理 状 況								
	鳥取県情報公開審議会			審査請求に対する裁決等					
	諮 問	審 議 中	答 申	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	検 討 中	取 下 げ
1	1	0	0	0	0	0	0	1	0

農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

平成30年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
日野郡日南町神福字蔵ノ谷道下タ2669-1	田	2,761

日野郡日南町神福字蔵ノ谷道下タ2670	田	2,617
---------------------	---	-------

2 申請に係る農地の利用の現況

農地の所有者が死亡しており、地域の法人により、保全管理されているが、当該農地について耕作の事業に従事する者が不在となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円／年）	補償金の支払の方法
日野郡日南町神福字蔵ノ谷道下タ2669-1	平成30年6月	5年	13,805	農地を利用する権利の始期までに鳥取地方法務局米子支局に供託する。
日野郡日南町神福字蔵ノ谷道下タ2670			13,085	

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

平成30年6月12日

(2) 提出先

鳥取県農林水産部経営支援課（鳥取市東町一丁目220）

(3) 記載事項

ア 意見書の提出者の氏名及び住所

イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年5月29日

鳥取県立厚生病院長 皆 川 幸 久

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び予定数量

灯油 451キロリットル

(2) 納入期間

平成30年8月1日から平成31年3月31日まで

(3) 1回当たりの納入数量

8キロリットルから12キロリットル程度

(4) 1月当たりの納入回数

4回から7回程度

(5) 納入場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院

(6) 入札方法

入札は、紙入札により行うので、入札者は、1の(1)の物品の納入に係る1キロリットル当たりの金額(1円未満の端数を含まないものとする。以下「単価」という。)を入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された単価に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に108分の8を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記入すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が油脂・燃料類の石油に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を平成30年6月8日(金)正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成30年5月29日(火)から同年7月11日(水)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付発出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成30年5月29日(火)から同年7月11日(水)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)第27条第1項の規定による石油販売業の届出を行っている者であること。

(6) 本件公告に示した物品を鳥取県立厚生病院長が指定する日時及び場所に確実に納入することができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局総務課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院事務局総務課施設担当

電話 0858-22-8181(代表)

電子メール kouseibyouin@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成30年5月29日(火)から同年6月25日(月)までの間にインターネット

上の鳥取県立厚生病院のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び交付時間

平成30年5月29日（火）から同年6月25日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

（1）に同じ

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成30年7月11日（水）午前11時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月10日（火）午後5時までとする。

イ 場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院 第3会議室（外来・中央診療棟5階）

5 入札者に要求される事項

（1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類として入札説明書で示す入札参加資格確認申請書その他必要な書類（以下「事前提出物」という。）を、4の（1）の場所に平成30年6月25日（月）正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出物を提出しない者及び開札の時に競争相入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

（3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札書に記入した金額に1の（1）の予定数量を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に1の（1）の予定数量を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を確実に納品できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、会計規則第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内の価格で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Kerosene 451kl

(2) Delivery period : From 1 August, 2018 through 31 March, 2019

(3) Delivery place : 150 Higashishouwa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : noon, 25 June, 2018

(5) Date and time for the submission of tenders : 11:00 AM, 11 July, 2018

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 5:00 PM, 10 July, 2018

(6) Please contact for notice : General Affairs Division, Administration Department, Tottori

Prefectural Kousei Hospital 150 Higashishouwa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan

TEL : 0858-22-8181